

一般財団法人都市技術センター 助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都市技術センター定款第3条の目的を達成するために、定款第4条第1項に定める下水道、道路、河川、市街地開発事業等に関する資料の収集、調査、研究及び啓発、宣伝普及並びに社会貢献事業の一環として、自治体等の下水道事業に従事する職員等の下水道に関する知識の習得や技術力向上、下水道事業の広報啓発活動等に対する助成金の交付について定めるものである。

(助成対象)

第2条 助成金交付対象者(以下、「対象者」という)は、次のとおりとする。

- 一 大阪府及び府内市町村の自治体
- 二 公益的な下水道事業活動を行っている非営利法人

(助成金対象事業)

第3条 助成金対象事業は、前条で定める団体が行う事業で、次の各号に該当するものとする。

- 一 下水道事業に従事する職員等の下水道に関する知識の習得や技術力向上を図る事業で日本下水道事業団や日本下水道協会等公的団体主催の研修、講習会への参加するもの。
- 二 下水道事業の理解促進のための広報啓発活動事業で、下水道事業に関するイベントや広報ツール作成、講演会等、下水道事業への理解を促し、下水道事業の推進に寄与する事業

(助成金の額)

第4条 前条第一号に関する助成金の額は、次の各号に該当する費用の2分の1を原則とする。

- 一 受講料
- 二 研修等開催団体が指定する宿泊施設の宿泊費

2 前条第二号に関する助成金の額は、広報啓発活動に係る費用のうち、交通費、旅費、飲食費を除いた費用の2分の1を原則とする。

ただし、事業の実施に係る収入がある場合は、経費から収入分を差し引いた額の2分の1を原則とする。

3 助成金額は、前2項の助成金額の総額で年度につき300万円(税抜)を上限とする。

(助成金交付の決定)

第5条 理事長は、助成金の交付を受けようとする対象者から、別に定める要綱に基づく助成金交付申請があったときは、当該申請書の内容等について下水道に係る専門資格(技術士やそれに類する資格)を有する者等によりヒアリングを実施し、審査のうえ、助成金交付の決定を行うものとする。

(助成金交付の条件)

第6条 理事長は、助成金交付の決定をする場合において、条件を附することができる。

(助成金交付の決定通知)

第7条 理事長は、助成金交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を対象者に通知するものとする。

(助成金交付の公表)

第8条 第5条により助成金交付が決定した場合、団体名、事業名、選定理由を一般財団法人都市技術センターホームページにて公表する。

(実績報告)

第9条 対象者は、助成対象事業が完了した時はその成果を記載した実績報告書を理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、対象者から事業完了時に提出される実績報告書の審査等により、交付すべき助成金の額を確定し、当該対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、対象者から、助成金の交付請求があった場合には、速やかに確定した助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 理事長は対象者が助成金交付の条件その他法令等に違反したときは助成金交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第13条 助成金交付後に助成金交付の決定を取り消す場合に、理事長は、対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、平成29年7月18日から施行する。